

岩出市公共下水道事業運営審議会
先進地視察スケジュール

H18.5.25

○日 時 平成18年5月25日(木) 午後0時30分～午後5時30分

○訪 問 先 ①紀の川流域下水道 伊都浄化センター
②橋本市上下水道部

○参加者

審議会委員	堀部会長、中林委員、松見委員、山本委員、井神委員、 中西委員、疋谷委員、井ノ上委員、水口委員(欠席:堂西委員)
事務局	府中事業部長、富士下水道担当次長、大塚下水道課長、土居副課長、 梅田課長補佐、坂本技師

○視察スケジュール

午後0時30分 岩出市役所東側駐車場集合、市マイクロバスで出発
午後1時15分 伊都浄化センター着、概要説明・場内見学(1時間～1時間30分)
午後2時45分 伊都浄化センター出発
午後3時15分 橋本市役所着、質問への回答(於 橋本市教育文化会館)
午後4時15分 橋本市役所出発
午後5時30分 岩出市役所着、解散

◎ 先進地視察質疑応答集◎
第5回岩出市公共下水道事業運営審議会資料
岩出市公共下水道事業運営審議会
先進都市視察質疑応答集

H18.5.25

〔Ⅰ〕紀の川中流流域下水道 伊都浄化センター

①処理人口や普及率について

処理人口はおよそ14,000人(1市2町)です。普及率にして約17～18%程度です。

②全体計画の104,000m³/日に対応できているのか？

全体計画の12池が完成すると104,000m³/日に対応します。現在は3池で12,000m³/日相当の能力(H17に下水道法事業認可計画を高度処理対応に変更)があります。現在の流入量は5,000m³/日程度ですので、問題なく処理できます。

平成18年度に橋本市で大規模団地の流入が予定されているため、18年度末には8,500m³/日程度の流入量になる予定です。

③高度処理化による水質は？

平成17年度実績では、BOD(生物化学的酸素要求量)で流入139mg/lであったものが、放流時で2.4mg/lまで処理されています。計画放流水質は標準活性汚泥法で20mg/lでしたが、高度処理化に伴い9mg/lまで引き下げられています。

また、高度処理化ではこれまで十分除去できなかった窒素やリンを除去する計画です。実際には平成14年度から部分的に窒素の除去を始めています。

④染色工場からの排水は入っているか？また活性汚泥法で染色を処理できているか？

まだ流入実績はありません。平成19年度から流入する予定です。これまでに工場排水を利用した実験を行った結果、活性汚泥法でも大きな問題にはならないと判断しています。

⑤汚泥を脱水ケーキで搬出していて、いずれ焼却炉を入れるとの説明であったが、今リサイクルできているなら焼却炉は不要ではないか？

汚泥処理の方法については、コンポスト化や焼却灰のレンガ化など様々なやり方があります。現在の奈良県内の埋立は年間億単位の費用がかかっており、今後処理水量の増加に伴って汚泥発生量が増えると費用負担が重くなりますので、和歌山県からは早く焼却炉を導入したいと言われています。

⑥脱水ケーキは大阪湾フェニックスで処分できるのでは？

現在ではもう受け入れてもらえないと聞いています。

〔Ⅱ〕橋本市上下水道部

○受益者負担金について

- ① 受益者負担金の算定方法(地積割・単一定額方式・区分定額方式・それらの組合せ・無料)はどの方式を採用されていますか？また、その方式を採用した考え方は？

区分定額方式＝ 1,000㎡未満:150,000円

1,000㎡以上:300,000円

都市部における地積割方式を採用すると、地方部における土地の利用状況に適合しないことがあるからです。

- ② 受益者の決定方法はどのようにされていますか？地権者・家屋所有者・入居者等

基本的には土地所有者または家屋所有者です。ただし、土地所有者・家屋所有者等の状況により相手方の申し入れによって、受益者の確定を行います。

- ③ 受益者負担金の賦課・徴収に際して住民からの不満や、問題点があればお教え下さい。

供用開始説明会において負担金の額及び納付について説明してあるにも関わらず、聞いていない等の苦情がたまにあります。

また、都市計画税を支払っているのだから行政が負担すべき(タダにせよ)という意見もあります。

- ④ 受益者負担金の徴収方法はどのようにされていますか？(徴収のタイミング、分割回数など)生活困窮家庭や、排水設備の改造負担が大きな世帯、新居を購入したばかりの世帯への特例・減免等はありませんか？

1年を4期(6月・9月・12月・3月)に分けて賦課し、賦課月の月末納付で納付書により徴収しています。納付方法は、納付者の都合により一括または4期分割にて徴収しています。

生活困窮家庭等、ご質問の対象者への特例制度はありませんが、市県民税非課税世帯は1/3の減免制度があります。

- ⑤ 大規模開発団地で、排水処理施設負担金などの名目で既に受益者負担金に類した費用を負担している場合はありませんか？その場合受益者負担金の取扱いはどうなりますか？

開発者が費用負担している場合があります。その場合は開発区域内の排水管布設は開発

◎ 先進地視察質疑応答集◎

第5回岩出市公共下水道事業運営審議会資料

者負担で完了しているとの考えから、受益者負担金はとっていません。

- ⑥ 住民への周知徹底のために開催される説明会の時期や回数、やり方などで工夫されているところがあれば教えてください。

説明会は供用開始までに3回あります。設計時、工事施工時、供用開始前です。区・自治会を通じてお知らせし、説明会を実施します。

- ⑦ 負担金未納者への対処方法について教えてください。

納期後20日以内に督促状を送ることになっていますが、納付書が届いていない、あるいは無くしたとの例があるため、電話で督促してから対応しているのが実態です。また、分割納付している世帯での納付忘れが多く、その場合は電話連絡で解決しています。

- ⑧ 受益者負担金の区分が 1,000 m²ですが、120 m²、200 m²程度の住民からの意見などあれば教えてください。

まれに大阪方面から転入してきた人から質問が出ます。「なぜ面積割ではないのか？面積が大きな土地と同じ負担金なのか？」との不満が出されます。

○ 公共下水道使用料について

⑨ 基本料金・超過料金制を採用されていますか？

基本料金・超過料金制を採用しています。合併後、暫定的に下記料金となっています。

旧橋本市 基本料金(10m³まで)1,150円 超過料金115円／m³

旧高野口町 基本料金(10m³まで)1,300円 超過料金130円／m³

⑩ 料金算定や制度設定にあたり、様々な決め方の中で現制度に最終決定された決め手はありますか？(具体的な根拠があれば希望)

下水道使用料は水道に合わせて徴収することから、水道の料金徴収システムに合わせた体系を採用しました。

⑪ 一般的な家庭と使用状況の異なる世帯・商店などの料金設定はどうされていますか？

例)

- ・井戸水を使用する世帯
- ・小規模商店・農家など下水に入らない水道水を多量に使う世帯
- ・マンション等多数の世帯が入居する施設

井戸水を使用している世帯は、条例に基づいて使用水量を算定しています。料金は水道と同じように計算します。

小規模店舗など営業されている場合は、排除汚水量を認定して使用料を算定しています。マンションは水道と同じ扱いとしています。

⑫ 料金の徴収方法についてお教え下さい。窓口支払い・銀行振込以外の方法を取られていますか？また徴収は2ヶ月単位(水道と同月)ですか？

徴収方法は水道と同じです。口座振替、窓口収納(コンビニ、郵便局も可)のいずれかで納付です。徴収は毎月です。

⑬ 下水道使用料について住民からの不満や、問題点があればお教え下さい。

一部住民から、大阪府下の都市に較べて水道料金、下水道使用料が高いとの苦情があります。

◎ 先進地視察質疑応答集◎

第5回岩出市公共下水道事業運営審議会資料

⑭ 水道料金と比較して下水道使用料の水準はどの程度ですか？

		水道料金	下水道使用料	比 較
旧橋本市	基本料金(～10m ³)	1, 780円	1, 150円	約65%
	超過料金(1m ³ 当り)	178円	115円	約65%
旧高野口町	基本料金(～10m ³)	1, 470円	1, 300円	約88%
	超過料金(1m ³ 当り)	168円	130円	約77%

◎ 先進地視察質疑応答集◎

第5回岩出市公共下水道事業運営審議会資料

○ 公共下水道の普及促進について

- ⑮ 平成 17 年度末の普及率、水洗化状況はどの程度ですか？未水洗家屋への対処はどのようにされていますか？

17年度末の普及率は25.8%、水洗化率は48.0%です。水洗化率は供用開始後3年超の地区に限るともう少し高くなります。3年目の6ヶ月前から未接続家庭へチラシ配布や個別訪問を実施しています。

- ⑯ 簡易水洗槽の有効利用を図っている事例はありませんか？

現在は事例を未確認です。合併浄化槽を雨水貯留に転用している事例が数件あると聞いたことがあります。

- ⑰ 合併浄化槽を設置している家庭を接続することについての問題点があればお教え下さい。

合併浄化槽を設置している住民では、下水道より維持管理費が安いと思っている人が多いです。下水道法上の「速やかに接続」についても数年は大丈夫と考えている住民もいるようで、3年で切替えていただくのは困難です。ただ、接続にかかる費用は相対的に安価というメリットもあります。

- ⑱ 旧集落の住民など、敷地面積が広いために受益者負担金、排水設備改造の負担が大きい住民からの苦情などがありますか？またそれに対する取組みなどありましたらお教え下さい。

受益者負担金については「敷地が広くて改造費用がかかるのに同じ金額か」という苦情があります。改造費は敷地の大小により差が生じることを説明会で繰り返し説明しています。

- ⑲ 染色工場の様に、特殊な排水を出す工場はありますか？色規制などの指導方法についてお教え下さい。

現在接続されている染色工場はありません。

○ 下水道事業の経営について

⑳ 使用料・受益者負担金の収納状況をお教え下さい。未払い者への対処方法で工夫されている点があればお教え下さい。

旧橋本市区域の実績では、平成17年度の下水道使用料収納率は約98.6%です。受益者負担金は約88.5%です。

使用料は水道料金と同時に徴収されているので、水道部門で対応しています。受益者負担金は㉑と同様に電話での督促を行っています。

21 一般会計からの繰入状況についてお教え下さい。

平成16年度で766,710,000円、15年度で777,547,000円です。

22 資本費や維持管理費(流域下水道負担金含む)の将来見通しがあればお教え下さい。経営指標として減価償却費の計算はされていますか？

現在のところ資本費は回収していません。維持管理費は合併後の新市で策定作業に入ったところです。流域下水道負担金は現在97円/m³ですが、近々見直したいと和歌山県からの申し入れがあります。原価償却など資本費の回収に向けて、新市で経営計画の検討を行う予定です。